

仕 様 書 (案)

1 件 名

(仮称)「板橋農業」魅力発信リーフレット及び動画の企画製作業務委託

2 目 的

区内における都市農業は、古くから地域に根差し、新鮮で安全な農作物を提供している。区では、東京 23 区内で貴重な農地を保有することの強みを活かし、農地保全と農家の維持・育成、地産地消の推進、農業振興事業の実施など、多岐にわたり事業を展開してきた。

一方で、農家の高齢化や担い手の不足、宅地化の進行など都市農業を取り巻く環境は深刻化している。

そこで、区では区内産業である工業・商業・農業の各分野の現状と産業振興を巡る世の潮流を踏まえた、板橋区の産業振興政策の指針となる「板橋区産業振興構想 2035」を策定した。農業においては、継続した農地保全と農業人材の育成、新たな「農との触れ合い機会」の創出、スマート農業の実践、農業ブランドの確立などを基本方針とし、新たな農の価値を創造し区民生活に彩りと豊かさをもたらすことを目指している。

本リーフレット及び動画の製作は板橋区産業振興構想 2035 で掲げる新たな農の価値の創造に向けた構想初年度の事業である。区における都市農業の歴史や価値を広く周知し、都市農業の魅力向上と区全体のブランドの向上を図ること、また、これまで農業に関心の薄い層に向けて、農業の裾野を広げることを目的に製作する。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

板橋区赤塚支所（板橋区赤塚 6－38－1）

5 委託内容

- (1)「板橋農業」魅力発信リーフレット（版下データ）の企画・編集・制作
写真等を中心に視覚的な内容とする。リーフレットの形式は、区と協議の上決定する。

(2) 「板橋農業」魅力発信動画の企画・編集・制作

- ① 区の SNS 等で配信する動画の制作を行う。動画の長さは概ね 5 分以内とし、また、30 秒～45 秒程度のショート動画も制作することとする。
- ② 動画は各 SNS 配信用に画面サイズ・画質等を調整すること。
※配信媒体や動画の時間については、提案のうえ区と協議し、決定すること。

(3) リーフレット及び動画制作に関する共通事項

① 企画コーディネート業務

制作物の企画、立案を行うこと。企画、立案については、以下の考え方を遵守すること。

- ・区民等が「板橋農業」への認知が深まるきっかけとなり、広く「板橋農業」への理解が進むよう普及啓発すること。
- ・都市農業の魅力や歴史など、核となるブランドストーリーを整理し、区及び区内産農産物のブランド価値を向上させる内容とすること。
- ・農業に関心の薄い層に板橋農業を認知してもらうことで、農業の裾野を広げる内容とすること。
- ・農業への関心を引き起こし、行動喚起を起こさせる内容とすること。
- ・成果物を効果的に周知するための手法を検討し、区と協議の上決定すること。また、成果物の作製にあたっては、決定した周知方法を踏まえた内容とすること。

※上記、企画内容及び周知方法等については、提案のうえ区と協議し決定すること。

② 編集業務に関すること

制作物に係る編集・修正・校正（3 回程度）・編集管理を行うこと

③ 取材業務に関すること

制作に係る取材を行うこと。

④ 原稿の執筆業務に関すること

制作に係る必要な文字原稿の執筆を行うこと。

⑤ 撮影業務

制作に係る必要な撮影を行うこと。なお、イベント等の撮影時には肖像権に留意すること。

⑥ 写真・動画等の調整及びイラスト制作

制作に係る写真・動画等の加工調整及び必要なイラストのデザイン・制作を行うこと。

⑦ （仮称）「板橋農業」魅力発信リーフレットの版下データ作成業務
版下データの作成を行うこと。

5 リーフレット及び動画に盛り込む内容

- (1) 板橋農業の歴史
- (2) 都市農業事業及びイベントカレンダー
- (3) 農家へのインタビュー
- (4) 農地面積、農家数、生産野菜等の統計データ
- (5) その他

※その他の内容については、区及び区内産農産物のブランド価値を向上させる内容となるよう、提案のうえ区と協議し決定すること。

6 成果物

(1) 納品物

- ・(仮称)「板橋農業」魅力発信リーフレットの版下データ 一式
- ・(仮称)「板橋農業」魅力発信動画 一式

(2) 納品方法

- ① (仮称)「板橋農業」魅力発信リーフレット及び動画はDVD-ROMに格納後、ウィルスチェックを実施し、納入すること。
- ② (仮称)「板橋農業」魅力発信リーフレットは、製本イメージのPDFファイル(Adobe Acrobat 9.0で利用可能な形式で文字データの複写が可能なもの)とし、写真及びイラストデータ等はJPEG形式のデータも併せて納品すること。

7 納期

- (1) (仮称)「板橋農業」魅力発信リーフレット版下データ
令和9年1月29日(金)
- (2) (仮称)「板橋農業」魅力発信動画データ
令和9年3月31日(水)

8 留意事項

(1) 著作権等の権利関係

(仮称)「板橋農業」魅力発信リーフレット及び動画の著作権はすべて区に帰属する。ただし、制作に必要な資料や写真などを借用した場合は、個別にその著作権所有者に帰属する。

(2) 守秘義務

受託者は契約期間中または終了後にかかわらず、業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、本区の下承を得た場合を除く。

(3) 貸与品の取扱

- ① (仮称)「板橋農業」魅力発信リーフレット及び動画を制作する上で必要な資料や写真等の貸与については受託者より文書による申請を受けたうえで、本区において決定するものとする。
- ② 受託者は、本業務の履行上不要となった資料がある場合、または本区から返却請求があった場合、速やかに資料を本区に返却するものとする。
- ③ 受託者は本区より提供された資料を本業務以外の目的のために使用しないものとする。
- ④ 紛失または破損した場合は直ちに本区に報告し、本区の指示にしたがって措置するものとする。

9 その他

- (1) 個人情報の取り扱いについては、本仕様書に記載してあるもののほか、「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」(別紙)によること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は区と連絡を密にとり、作業の進捗に支障のないようにすること。
また、本業務遂行のため、必要に応じて板橋区役所に来庁のうえ担当者と打合せを行うこと。
- (4) 電子データを納入する際は、ウイルス対策やチェックを行い、原則、区の指定する「ファイルストレージシステム」を使用すること。なお、「ファイルストレージシステム」が使用できない場合は、その理由を明らかにし、区の指示を受けること。
- (5) 本業務終了後、すみやかに完了届を提出し、区の確認を得ること。
- (6) 本業務が終了し、成果品を提出した後、内容に不備又は不完全が発見された場合は、受託者の責任において補正を行うこと。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項又は解釈に関し疑義が生じた場合、区と協議の上、決定すること。

10 支払い

検査終了後、契約金額全額を一括請求として、受託者の請求に基づき支払うものとする。

11 担当

産業経済部赤塚支所都市農業係 追川
電話 03 (3938) 5114 (直通)